



県 章

滋賀県公報

平成 28 年（2016 年）
10 月 14 日
第 4217 号
金 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次

○ 告 示

都市計画事業の変更の認可（下水道課）	1
道路区域の変更（道路課）	2
道路の供用開始（道路課）	2

○ 公 告

特定非営利活動法人設立認証申請公告（県民活動生活課）	2
大津市北部クリーンセンター整備事業（建替え）に係る環境影響評価準備書に対する知事の意見の公告（環境政策課）	3
平成28年度ふぐ調理師試験実施公告（生活衛生課）	4

告 示

滋賀県告示第450号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成28年滋賀県告示第14号で認可した近江八幡八日市都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成28年10月14日に認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成28年10月14日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 施行者の名称 日野町
- 2 都市計画事業の種類および名称 近江八幡八日市都市計画下水道事業 日野町公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和60年12月23日から平成33年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 昭和60年滋賀県告示第678号、平成3年滋賀県告示第148号、平成6年滋賀県告示第303号、平成9年滋賀県告示第385号、平成13年滋賀県告示第77号、平成17年滋賀県告示第418号、平成21年滋賀県告示第240号、平成23年滋賀県告示第165号および平成28年滋賀県告示第14号の事業地のうち、蒲生郡日野町大字内池字大井、字播原および字澤代、同町大字上野田字野田代および字北代、同町いせの、同町大字松尾字三斗、字五斗左、字菰池、字佃および字畑田ならびに同町大字大窪字河原田を変更する。

滋賀県告示第451号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成25年滋賀県告示第108号で認可した近江八幡八日市都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成28年10月14日に認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成28年10月14日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 施行者の名称 竜王町
- 2 都市計画事業の種類および名称 近江八幡八日市都市計画下水道事業 竜王町公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和62年1月12日から平成32年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 昭和62年滋賀県告示第8号、昭和63年滋賀県告示第519号、平成元年滋賀県告示第360号、平成3

年滋賀県告示第610号、平成6年滋賀県告示第574号、平成10年滋賀県告示第170号、平成14年滋賀県告示第126号、平成17年滋賀県告示第419号、平成21年滋賀県告示第191号および平成25年滋賀県告示第108号の事業地に、蒲生郡竜王町大字岡屋を加える。

滋賀県告示第452号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、平成28年10月14日から平成28年10月28日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成28年10月14日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区 間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
県道	六地藏草津線	栗東市岡字岡369番地先から	変更後	最小 5.1m } 最大 6.2m	17.0m	道路改良（現道拡幅）に伴う道路区域の変更
		栗東市岡字岡369番1地先まで	変更前	最小 4.7m } 最大 5.1m	17.0m	

滋賀県告示第453号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、平成28年10月14日から平成28年10月28日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成28年10月14日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
六地藏草津線	栗東市岡字岡369番地先から 栗東市岡字岡369番1地先まで	平成28.10.14	L=17.0m

公 告

特定非営利活動法人設立認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成28年10月14日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 申請のあった年月日 平成28年9月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

特定非営利活動法人の名称 NPO法人ゆうすい

特定非営利活動法人の代表者の氏名 西居英詞

特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 近江八幡市鷹飼町南四丁目1-4

特定非営利活動法人の定款に記載された目的 この法人は、障害者および高齢者の社会参加、自立支援を目指し

て、特に介護職の労働環境改善にもつながるような方法で、障害者および高齢者へ訓練を行い、さらに就業支援も行って、介護職の人手不足の解消に資することにより地域の福祉とまちづくり活動に寄与することを目的とする。

3 関係書類の縦覧場所 滋賀県県民生活部県民活動生活課 大津市京町四丁目1番1号

4 関係書類の縦覧期間および時間 平成28年9月27日から平成28年11月27日までの縦覧場所における執務時間内

----- 大津市北部クリーンセンター整備事業（建替え）に係る環境影響評価準備書に対する知事の意見の公告

大津市長 越 直美から送付のあった大津市北部クリーンセンター整備事業（建替え）に係る環境影響評価準備書について、滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）第18条第1項の規定に基づき、事業者に対して環境の保全の見地からの意見を平成28年10月6日に述べたので、同条第4項において読み替えて準用する同条例第9条第6項の規定により公告する。

平成28年10月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

本事業に係る環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの意見については、次のとおりである。

（全般）

1 全体的に説明を省略している箇所がある。図書の作成に当たっては、正確かつ住民が分かりやすい表現とすること。

2 事業の実施に当たっては、通学路にも配慮した交通計画を検討するとともに、住民要望を考慮して必要に応じ周辺への影響の確認を行うなど、より地域の理解を得られるよう配慮すること。

（大気質）

3 新しい調査技術（ドップラーライダ）の採用に当たっては、その妥当性を確認するとともに、確認の結果を記載すること。

4 野外トレーサー実験結果およびドップラーライダの風速データを予測に反映すること。あわせて、ドップラーライダの風向風速データを記載すること。

5 建設機械の稼働に伴う環境影響をより低減するよう努めること。

（水質）

6 河川の水質調査において、調査地点の選定理由を分かりやすく記載すること。あわせて、予測評価方法について分かりやすく明らかにすること。

7 工事期間中の仮設沈砂池の設置方針を明らかにすること。

（地盤）

8 地下水位が高い場所における土地の改変について、地下水環境への影響がないと判断した理由を明らかにすること。

9 急傾斜地の谷埋め盛土工について、安定性の評価を行うこと。

（動物）

10 建設工事に先立ち、サシバ、ハチクマ等の猛禽類きんの調査を実施し、事業計画地の近傍で営巣活動が確認された場合には適切な保全措置をとること。

11 事業の実施に当たっては、周辺環境に悪影響を及ぼす野生生物が増加しないように努めること。

（植物）

12 工事の実施に当たっては、外来種の侵入防止に努めること。

（動物、植物）

13 動植物に関する事後調査については、希少種についてのみを対象とするのではなく、環境保全措置の効果を幅広く確認する手法について検討すること。

（動物、植物、生態系）

14 事業予定地内および周辺の環境に与える影響について、生物多様性の観点が明確になるよう検討されたい。また、事業の実施に当たっては、生態系に与える影響を低減するよう十分留意すること。

（景観）

15 景観の変化に関する予測および評価について、予測地点に近隣集落を追加するなど、より住民の目線に配慮した内容とすること。

16 擁壁の外観について、施設利用者が圧迫感を感じないよう、また、無機質な景観にならないよう必要に応じ配慮すること。

（廃棄物）

17 焼却灰および不燃物の発生量の予測方法を明らかにすること。

平成28年度ふぐ調理師試験実施公告

滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例(平成4年滋賀県条例第42号)第5条の規定に基づき、ふぐ調理師試験を次のとおり実施する。

平成28年10月14日

滋賀県知事 三日月 大造

1 試験日および科目

(1) 第1日目

ア 試験日時 平成29年2月7日(火)午後2時30分から午後4時まで

イ 科目

(ア) 学科試験 衛生法規、食品衛生学およびふぐに関する知識

(イ) 実技試験 ふぐの種類および内臓の識別

(2) 第2日目

ア 試験日 平成29年2月8日(水) 試験時間は、受験票に記載する。

イ 科目 実技試験 ふぐの処理技術

2 試験場所 滋賀県立男女共同参画センター(近江八幡市鷹飼町80-4)

3 受験資格 調理師法(昭和33年法律第147号)第3条の調理師の免許を受けている者

4 提出書類

(1) 受験願書 1部

(2) 調理師法第3条の調理師の免許を受けていることを証する書類 1部

(3) 写真 1葉(出願前6月以内に撮影した脱帽、上半身前向きで、縦5センチメートル、横5センチメートルの大きさの写真で、裏面に氏名および撮影年月日を記載したもの)

5 試験手数料 7,000円(滋賀県収入証紙による。)

6 受験願書の受付期間等および受付場所

(1) 受付期間等 平成29年1月5日(木)から平成29年1月12日(木)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から正午までおよび午後1時から午後5時15分までとする。ただし、大津市保健所は、午前8時40分から正午までおよび午後1時から午後5時25分までとする。

なお、郵送による受験願書の受付は、行わない。

(2) 受付場所

ア 県内に居住し、または就業している者は、その区域を所管する次の機関に提出すること。

滋賀県南部健康福祉事務所(草津保健所) 草津市草津三丁目14-75

滋賀県甲賀健康福祉事務所(甲賀保健所) 甲賀市水口町水口6200

滋賀県東近江健康福祉事務所(東近江保健所) 東近江市八日市緑町8-22

滋賀県湖東健康福祉事務所(彦根保健所) 彦根市和田町41

滋賀県湖北健康福祉事務所(長浜保健所) 長浜市平方町1152-2

滋賀県高島健康福祉事務所(高島保健所) 高島市今津町今津448-45

大津市保健所 大津市浜大津四丁目1-1 明日都浜大津1階

イ ア以外の者は、滋賀県健康医療福祉部生活衛生課(大津市京町四丁目1番1号)に提出すること。

7 合格発表 平成29年3月8日(水)午前10時に県庁正面玄関前掲示板、各合同庁舎(大津合同庁舎および木之本合同庁舎を除く。)の行政情報コーナーおよび県内の各保健所の掲示板ならびに県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者に通知する。

なお、電話による問い合わせには、一切応じない。

8 試験結果の開示 滋賀県個人情報保護条例(平成7年滋賀県条例第8号)第25条第1項の規定に基づく口頭による試験結果の開示請求は、次に定めるところにより行うことができる。

(1) 期間 平成29年3月8日(水)から平成29年4月5日(水)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)

(2) 時間 午前8時30分から正午までおよび午後1時から午後5時15分まで(平成29年3月8日は、午前10時から正午までおよび午後1時から午後5時15分まで)

(3) 場所 滋賀県健康医療福祉部生活衛生課(大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁新館2階)

(4) 持参するもの 平成28年度ふぐ調理師試験受験票

(5) 開示する内容 科目別得点および総合得点

(6) その他

ア 開示請求できる試験結果は、本人のものに限る。

イ 電話による問い合わせには、一切応じない。

9 受験願書等の交付および問い合わせ先 県内の各保健所および滋賀県健康医療福祉部生活衛生課

